

一般社団法人神奈川県剣道連盟 表彰及び慶弔に関する規則

第1章 表彰に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規定は、本法人定款第 3 条に基づき剣道の普及・振興に顕著な功績あった者、並びに著名な大会で優秀な成績を収めた個人又は団体に対し、その功績に報いるため、これを表彰する。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰は「剣道功労賞」及び「剣道優秀選手賞」とする。

(剣道功労賞表彰)

第 3 条 「剣道功労賞」表彰は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 永年にわたり、剣道の普及・振興又は進歩発展に、特に顕著な貢献を成したと認められる者
- (2) 価値ある研究、調査をなした者
- (3) 永年にわたり指導経歴を有し、全国規模の大会において、優秀な成績を収めた選手及び単独チームを育成した指導者

(剣道優秀選手賞表彰)

第 4 条 「剣道優秀選手賞」表彰は、全国大会および世界大会で優勝した個人又は団体に対して行う。

(表彰方法)

第 5 条 「剣道功労賞」「剣道優秀選手賞」受賞者には、賞状及び記念品を贈る。

2 記念品は第 10 条に準じて検討する。

(選考方法)

第 6 条 加盟支部から推薦されたもの及び会長が推薦したものの中から幹部会で選考し決定する。

2 各加盟支部から候補者を推薦する場合は、原則として 1 名とする。

3 候補者は本法人会員登録者とする。

(除 外)

第 7 条 剣道功労賞表彰については、既に表彰を受けた者は、原則として除外するものとする。

第2章 慶弔に関する規程

(総 則)

第 8 条 本法人定款第 3 条に基づき連盟会員等の慶弔について定める。

(慶 事)

第 9 条 剣道に関する功績によって叙位、叙勲又は国家褒賞を受ける等、その他支部長より推薦があり会長が必要と認めた場合は概ね 30,000 円以内の慶祝金を贈ることができる。

(弔 慰)

第 10 条 会員等が死亡した場合は概ね次の区分により花輪(又は生花)、もしくは香典を概ね 20,000 円以内として贈るものとする。

(1) 範士

(2) 本部役員であった者

(3) 支部長等については花輪または生花

(4) 友好団体の会長等およびこれに準ずる者

(5) その他の場合については、会長が適宜定める

(慶弔電報)

第 11 条 会長が必要と認めた場合、又は支部長の要請があり、会長がこれを認めた場合は別に慶弔電報を発することができる。

(連盟葬)

第 12 条 連盟葬については理事会において決定する。特に急を要する場合は会長は幹部会に諮り決定することができる。

(その他)

第 13 条 本規定によりがたい事項については会長がこれを定める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。